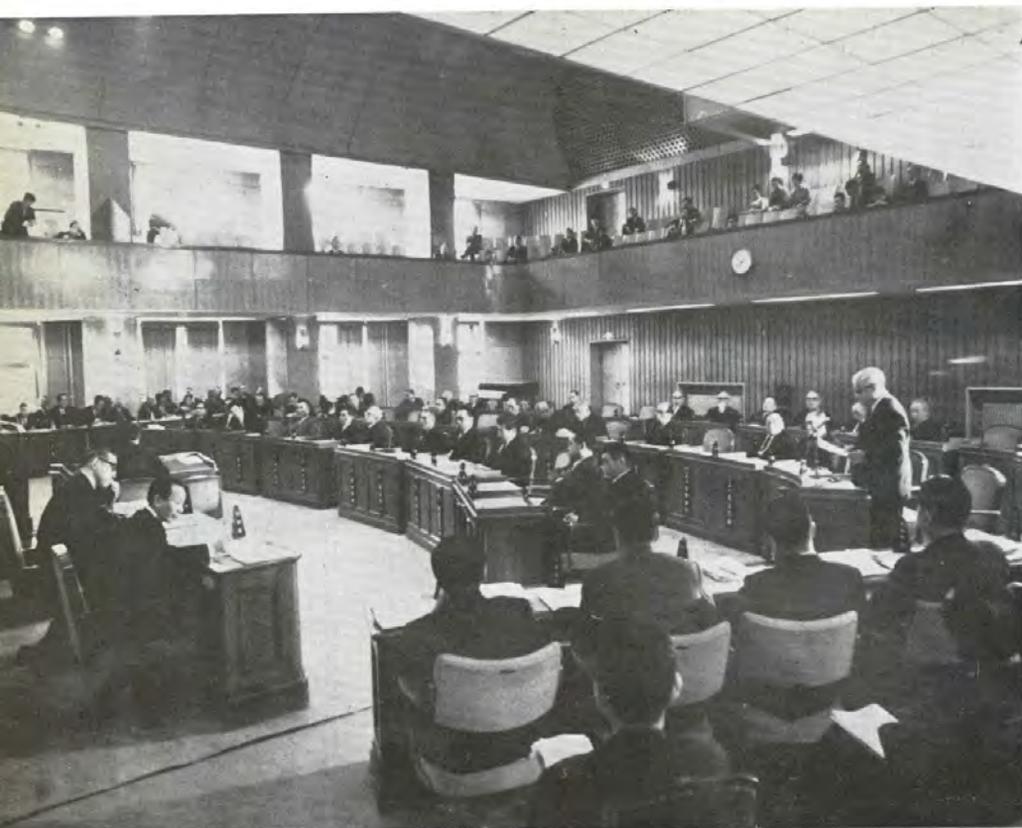


公害防止 条例改正

臨時県議会ひらく

現議場では最後の県議会



今回から一問一答方式が採用された臨時県議会

公害防止条例の一部改正案を審議する一月臨時県議会は、一月二十三日から二十六日までひらかれました。

これは、昨年末の国会で、公害関係の法律が制定、改正されたのを機に、本県でも公害行政を積極的に進めるため、こんどの法改正にもとづいて、条例を改正するとともに、県独自の立場で改正することが望ましい事項もあわせて提案、審議されました。

改正の主な点は、①公害の定義に土壤汚染を加える②事業者に廃棄物の自己処理の責務を明示③知事は毎年県議会に公害防止に関する報告をする義務づけ④県独自の環境基準を定める⑤県の自然的、社会的条件に即した公害対策の諸計画を策定する⑥規制規準に適合しない、ばい煙などを排出した企業者には、直罰制を採用⑦改善勸告、改善命令、一時停止命令は選択的に発動⑧深夜の騒音防止措置を新たに加えた。などです。

この改正は、国の法改正以来、全国初めてのケースです。

なお、建設中の県議会議事堂が二月中旬完成するため、県庁舎内の現議場では最後の県議会となりました。